

中国人富裕層向け観光コンテンツ造成事業実施業務仕様書

1. 目的

本業務は、近年の著しい経済発展により富裕層が増加している中国市場をターゲットに、比較的若い年齢層が多く超高級な宿泊施設や飲食店ではなくても本物の体験や質の高い食などに興味・嗜好が向く傾向にあるミドルレンジの富裕層の誘客を図り、本市における観光消費額の底上げと持続的な地域経済の活性化に繋げることを目的として実施する。

なお、本業務は、地域の観光関連事業者や団体と連携・調整を図り、実施するものである。

2. 業務の名称

中国人富裕層向け観光コンテンツ造成事業実施業務

3. 業務の内容

(1) 業務期間

契約締結の日から令和5年1月31日まで

(2) 概要

ミドルレンジの中国人富裕層をターゲットとし、次の各業務について実施する。

- ア コンサルティング（観光コンテンツおよびモデルコースの企画立案・PR戦略の策定等）
- イ モニターツアーの実施（観光コンテンツおよびモデルコースの検証・取材）
- ウ ネットワークイベントの開催（観光コンテンツおよびモデルコースの磨き上げ）
- エ 観光コンテンツおよびモデルコースの情報配信および旅行商品の販売

(3) 内容

- ア コンサルティング（観光コンテンツおよびモデルコースの企画立案・PR戦略の策定等）に関すること
 - (ア) 本市ならではの観光資源の洗い出しを行うとともに、ミドルレンジの中国人富裕層のニーズを捉えた特別感の演出等によって既存コンテンツと差別化が図られ、誘客に繋がる観光コンテンツとモデルコースを企画すること。
 - (イ) 観光コンテンツは、「函館山」、「特別史跡五稜郭跡」、「ベイエリア」の3つの観光スポットを活用したものを必ず企画すること。
 - (ウ) モデルコースは3泊4日を想定したものとし、(イ)の観光コンテンツを盛り込むこと。
- イ モニターツアーの実施（観光コンテンツおよびモデルコースの検証・取材）に関すること
 - アで企画立案した観光コンテンツについて、ミドルレンジの中国人富裕層（3名以上）および富裕層向けメディア（1社1名以上）を対象とした3泊4日のモニターツアーを実施し、商品化に向けた課題を洗い出すこと。
- ウ ネットワークイベントの開催（観光コンテンツおよびモデルコースの磨き上げ）に関すること
 - ミドルレンジの中国人富裕層10名程度を集めたネットワーキングイベントを開催し、モニターツアーで洗い出された課題をもとに、より富裕層ニーズに即した旅行商品とするために意見交換を行い、商品化を見据えた観光コンテンツおよびモデルコースの磨き上げを図ること。
- エ 観光コンテンツおよびモデルコースの情報配信および旅行商品の販売に関すること
 - (ア) 動画・写真等を活用した効果的な方法で情報配信を行うとともに、旅行商品として販売すること。

(イ) 販売にあたっては、国内を対象とするが、将来的な中国からの訪日旅行にも対応可能な方法とすること。

(4) 目標とするアウトプット・アウトカム指標

ア アウトプット

- ・コンテンツの造成 3本以上
- ・モデルコースの造成 2本以上

イ アウトカム

- ・造成したコンテンツ・モデルコースの販売先 10社以上
- ・造成したコンテンツ・モデルコースの予約数 5件以上

(5) 業務報告書の提出

業務終了後、すみやかに業務報告書（紙媒体1部、電子媒体1部（USB等））を作成して提出することとし、次の事項を掲載すること

ア 業務概要

イ 業務内容

- ・観光コンテンツ、モデルコース
- ・モニターツアー
- ・ネットワーキングイベント
- ・情報配信
- ・商品販売

ウ その他の特筆すべき事項

エ まとめと今後の展開について

(6) その他

その他、業務目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし、当仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は、別途、業務主体と協議の上、決定することとする。

4. 契約上限額

8,250,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限額とする。

※ ただし、契約上限額の範囲内で、各業務においてそれぞれ下記の額（消費税及び地方消費税の額を含む。）を超えないようにすること。

・コンサルティング経費	600,000円
・モニターツアーの実施経費	3,000,000円
・ネットワークイベントの開催経費	2,000,000円
・観光コンテンツおよびモデルコースの情報配信および旅行商品の販売経費	2,200,000円
・その他	800,000円

5. 特記事項

- (1) 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は委託者および受託事業者双方の協議により処理する
- (2) 本業務遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打合せを行うものとする
- (3) 本業務の遂行に伴う打合せ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと